

令和8年6月17日（水曜日）

文教・子育て委員会

第2委員会室

出席委員

常盤真功、妻鹿幸二、宮下和也、阿山正人、
宮本吉秀、東影 昭、牧野圭輔、谷川真由美

欠席委員

下林崇史

開会

9時56分

こども未来局

9時56分

職員紹介

前回の委員長報告に対する回答

・乳幼児等通園支援事業について、同制度の趣旨である全ての子どもの育ちを応援するとともに全ての子育て家庭への支援を強化できるよう、指導監査の実施に当たっては各事業所による基準の遵守状況をしっかりと確認するとともに、当該指導監査の結果に基づき適切な指導に努められたいことについて

法令に基づき年度内に原則 1 回以上の指導監査を行うこととしており、ほかの保育所や認定こども園等と同様に、運営基準の遵守状況や子どもに対する処遇を丁寧かつ確実に確認し、安全で質の高い保育や通園支援の提供が担保され、実効性のある指導監査となるよう努める。

・すこやかセンターの廃止後もファミリーサポートセンター等の事務局機能を確実に維持するとともに、これまですこやか広場が多くの子育て世帯に利用された実績を踏まえ、子育て支援体制が弱体化することのないよう十分に配慮されたいことについて

現在の事務局機能を損なうことなく確実に維持するように努め、移転、統合を視野に入れた検討を進める。

子育て支援体制については、すこやか広場利用者に対し、ほかの地域子育て支援拠点の利用を促すほか、ホームページや市公式LINEなどを活用し子育て支援の情報を発信し、子育て支援体制が弱体化することのないよう配慮する。

付託議案説明

・議案第 56 号 姫路市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につい

て

・議案第 57 号 姫路市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

・議案第 58 号 姫路市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

・議案第 59 号 姫路市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

・議案第 60 号 姫路市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

・議案第 61 号 姫路市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例について

・議案第 62 号 姫路市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例について

・議案第 63 号 姫路市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

報告事項説明

・放課後児童クラブの公設民営化について
・幼保連携型認定こども園運営事業者の公募時期について
・姫路市立保育所における紙おむつの定額制利用サービス事業の導入について
・（仮称）スマートフォン等適正利用指針の作成に向けた取組について

質疑・質問

10時27分

（質問）

地域限定保育士制度はこれまで国家戦略特区だけが対象であったが、兵庫県が今年度から同制度を導入することに伴い、本市においても基準省令等と同様の条例改正を行うという理解でよいか。

（答弁）

そうである。

(質問)

地域限定保育士制度を導入する目的をどのように考えているのか。

(答弁)

兵庫県が実施する若者・Z世代応援パッケージ事業においては、県全体での保育士不足に対応するため、同制度の導入により人材を掘り起こす狙いがあるとされている。

本市としては、保育士資格を持たず保育補助者として勤めている方が同制度を活用することで、地域限定保育士として現在の勤務先に継続して勤務することを想定している。保育士と地域限定保育士との違いは実技試験の有無であるが、技量自体に大きな差はなく、同制度の活用により保育士不足の解消につながると考えている。

(要望)

兵庫県下の市町や周辺自治体における地域限定保育士制度の導入状況について調査し資料を提出されたい。(委員会終了後に資料配付)

(質問)

放課後児童クラブの公設民営化について、放課後児童クラブ利用者を対象としたスクールバスの運行業務に添乗業務を追加できるものとする資料に記載があるが、添乗業務の追加により委託費は増額となるのか。

(答弁)

公募型プロポーザルの募集要項には添乗業務についても記載しており、今後、総額にこの業務も追加していくものと考えている。

(質問)

第1ブロックにおいて放課後児童健全育成アドバイザーが実施するモニタリングは、何人がどのぐらいの頻度で行っているのか。

(答弁)

令和8年4月から月1回以上巡回することとしており、3人のアドバイザーが延べ71回行っている。

(質問)

紙おむつの定額制利用サービス事業について、月額2,180円を支払うことで保育園に紙おむつを持参しなくても済むため保護者の負担が軽減されることから、

多くの保護者に利用されるものと考えていたが、施設ごとに利用状況にばらつきがあるのはなぜか。

(答弁)

紙おむつを持参する必要があることや、価格面においてもメリットを感じていただいていると考えているが、普段から家庭で使用している紙おむつと施設の紙おむつが異なることが利用状況に影響している可能性はある。

今後の事業拡大を考えるに当たり、保護者へ聞き取り調査等を実施する予定である。

(質問)

当該事業は市立保育所のみで実施しているが、市の負担がないということであれば、私立保育所等でも実施できるのではないか。

(答弁)

既に各施設の判断で実施している私立保育所もある。市としてはあくまでも市立の保育所で実施していく。

(質問)

(仮称)スマートフォン等の適正利用指針の作成に当たり実施するアンケートの方法や対象範囲について教えてほしい。

(答弁)

市立の全小中高生に学校用タブレットを通じてアンケート調査をお願いする予定である。

(質問)

地域限定保育士制度等の導入に伴う条例改正に係る議案が複数あるが、直接市の現場に影響する議案はどれか。

(答弁)

議案第56号、第57号、第59号及び第61号から第63号までである。

(質問)

理学療法士等を1人に限り保育士とみなすことができるよう条例改正を行うとのことであるが、市内の保育所に条例改正の対象となる理学療法士等は勤務しているのか。

(答弁)

アドバイザーとして園に関わっている者はいるかもしれないが、雇用関係にある理学療法士等はいないと認識している。

(質問)

今回の条例改正により、各園において勤務する理学療法士等を1名のみ保育士として認めることができるようになったという理解でよいのか。

(答弁)

そうである。

(質問)

紙おむつの定額制利用サービス事業を実施する市立保育所5園の選定理由を教えてください。

(答弁)

20人から30人規模の園で、ある程度の申込みが見込める5園を選定した。

(質問)

申込みの対象年齢を0～2歳児にしたのはなぜか。

(答弁)

紙おむつを多く使用する年代が0～2歳児であるためである。

なお、3歳児以上の保護者についても、利用希望者には個別に案内している。

(質問)

1日当たりどのくらいの紙おむつを使用しているのか。

(答弁)

ゼロ歳児が6枚、1歳児が5枚、2歳児が4枚程度である。

(質問)

月額2,180円は保護者にとってメリットがある価格設定となっているのか。

(答弁)

市販のものより安く、保護者にとってメリットはあると考える。

(質問)

紙おむつの交換頻度の記録や在庫管理はどのように行っているのか。

(答弁)

園児ごとの記録はしていない。

在庫管理は、園ごとに箱単位で在庫管理をしている。

(質問)

箱単位の在庫管理となると使い放題のようにも思うが、予算上の問題は生じないのか。

(答弁)

当該事業を行う事業者は他都市においても同様の事業を行っており、他都市での実績に基づいて紙おむつを適正に使用した場合の金額を算出しているため、予算上の問題は生じないと考えている。

(質問)

幼保連携型認定こども園運営事業者の公募について、津田幼稚園や別所幼稚園の閉園後の跡地を活用する場合の条件は決まっているのか。

(答弁)

手柄地区及び城東地区において実施した条件をもとに要項を定める。

賃料については、事業者の過度な負担とならないよう、市と事業者の双方にとって適正な賃料となるよう検討していく。

(質問)

(仮称)スマートフォン等の適正利用指針の作成に当たり、海外ではSNS等の利用を規制する動きがある中で、本市ではルールを定めて適正な使い方を示していくということか。

(答弁)

そうである。

国内外における規制の動きは把握しているが、子ども・若者の意見を踏まえ、一方的な押しつけとならないような指針を考えていきたい。

(質問)

スマートフォン利用者の低年齢化が進んでいる中で、未就学児の保護者をアンケートの対象者とすることは考えていないのか。

(答弁)

自分のスマートフォンを持ち始めるのは小学生以降と考えており、今回のアンケートにおいては未就学児の保護者を対象者としなかった。

対象者の拡大は、今後検討する。

(質問)

紙おむつの定額制利用サービス事業は、保護者からの要望により実施することとなったのか。

(答弁)

既に他都市において実施しているところがあり、本市においても保護者負担の軽減を図るため実施することとした。

(質問)

市立保育所5園における2年間の実証期間中に利用希望者が増えた場合、ほかの保育所に対象を拡大する考えはあるのか。

(答弁)

実証は令和8年度は5園でのみ実施し、令和9年度は1園が閉園となるため4園で実施する。

(要望)

保護者負担が大きく軽減されるサービスであるため、引き続きしっかりと取り組まれない。

(質問)

市立幼稚園における3歳児保育について、就園児童数が2年続けて10人を下回ると廃園になると記憶しているが、各園の就園児童数はどのような状況であるか。

(答弁)

2年続けて10人を下回った場合、廃園ではなく3歳児の募集を停止することになる。

現在の各園における3歳児の人数は、安富東幼稚園は8人、高岡幼稚園は4人、手柄幼稚園は17人、荒川幼稚園は10人、糸引幼稚園は13人、白浜幼稚園は11人、飾磨幼稚園は19人、英賀保幼稚園は18人、八幡幼稚園は16人、大津幼稚園は14人、花田幼稚園は10人、御国野幼稚園は18人、家島幼稚園は5人、坊勢幼稚園は5人である。

(質問)

3歳児保育を実施している幼稚園で、今後統廃合の対象となる可能性がある幼稚園はあるのか。

(答弁)

八幡幼稚園、御国野幼稚園、花田幼稚園である。当該幼稚園は、姫路市就学前教育・保育施設の在り方方針実施計画(第2期)において、第3期での統廃合検討対象としている。

(質問)

現時点で3歳児が10人を超える幼稚園もある中で、統廃合を見直すことは考えていないのか。

(答弁)

一律に廃園とする計画ではない。例えば、花田幼稚園と花田保育所、御国野幼稚園と御国野保育所をこども園化する考え方もある。今後の状況により検討する。

(質問)

前回の委員会においても3歳児保育の募集期間が

短いことを指摘したが、そのような中で募集を実施した高岡幼稚園のように、3歳児保育の開始1年目から既に10人に満たず2年続けて10人を下回る場合であっても、3歳児保育をやめることとする方針に変わりはないのか。

(答弁)

今のところは令和8年度を初年度としてカウントする方針である。

(質問)

高岡幼稚園は、平成23年に行った施設の整備から15年程度しか経過していないが、事業廃止や統廃合となれば、結果的に税金の無駄遣いとなるのではないのか。

(答弁)

新しい施設であるためもったいないという考え方はあるが、姫路市就学前教育・保育施設の在り方方針では、あくまで児童数と施設の老朽度を基準に判断するため、御理解いただきたい。

(要望)

何があっても施設を残せという意味ではなく、当たり前の保育環境、教育環境を地域の福祉として維持していくよう、しっかりと責任を果たされたい。

(質問)

保育士の確保対策について、本市が令和8年度に実施している保育士支援に係る施策の利用状況を教えてほしい。

(答弁)

令和8年度の事業については、各園からの申請期限が到来しておらず、現時点でどの程度の利用があるか把握していない。

令和7年度については、保育士等住居借上げ支援事業は39人が利用し、補助金の総額は2,039万7,000円である。保育士等奨学金返済支援事業は119人が利用し、補助金の総額は727万2,000円である。保育士等保育料支援事業は79人が利用し、補助金の総額は1,125万7,000円である。姫路市私立教育・保育施設職員処遇総合支援事業は、85施設において約1,600人の保育士を対象に処遇改善を行った。

(要望)

保育士不足の根本的な問題は、ほかの産業に比べて処遇が低いことや、1人当たりの保育士が見る子ども

の人数が諸外国と比べて多いことである。

どの支援事業も一定の利用があり保育士の確保対策につながっていることから、今後も各事業をしっかりと広報し、引き続き保育士の確保に努められたい。
(質問)

放課後児童クラブの公設民営化について、既に民間委託している第 1 ブロックでは民間委託前後でどのような変化があったのか。

(答弁)

I C Tを活用した取組を行っている。これまでは各施設単体で活動していたが、各施設にモニターを設置したことにより全国の放課後児童クラブとの交流が可能となった点は大きなメリットであると考えます。

(質問)

雇用の面においてメリットはあるのか。

(答弁)

これまで在籍していた人が転籍し勤務している。これまでは 1 号支援員、2 号支援員、補助員という形で就労時間が区別されていたが、民間委託により事業者や支援員の働き方に見合った柔軟な雇用形態を採用できることとなった点は非常に大きなメリットであると考えている。

(質問)

第2ブロック及び第5ブロックの公設民営化に当たり、既に民間委託している第1ブロックの検証を行う前に導入することに問題はないのか。

(答弁)

第1ブロックは運営を開始したところであり、検証はこれから行うこととなるが、全てのブロックにおいて要求水準書を設定することとしており、事業者には要求水準書を遵守し事業を行うこととしている。

(質問)

過去の本会議において学校現場の盗撮等における問題を質問したが、放課後児童クラブにおける職員のスマートフォン等の利用方針はあるのか。

(答弁)

運用手引を設けているが、盗撮等に特化したものはない。

このたび日本版D B Sが導入されるに当たり、今後、性被害の防止という観点から、指摘の点についても整理して作成することを検討している。

こども未来局終了

1 1 時 2 5 分

教育委員会

1 1 時 2 5 分

職員紹介

前回の委員長報告に対する回答

・市立学校体育館の空調設備の利用料徴収について自己申告に基づく利用料の徴収は不適切な申告により公平性が阻害されるおそれがあることから、より公平公正な利用時間の把握方法を検討されたいことについて

空調設備の利用簿や体育館の使用状況、使用電力量等を随時チェックし、必要に応じて利用者に確認することにより公平性の確保に取り組む。

付託議案説明

- ・議案第 64 号 姫路市立学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について
- ・議案第 68 号 契約の締結について（姫路市立城北小学校屋内運動場長寿命化改修工事請負契約の締結）
- ・議案第 69 号 契約の締結について（姫路市立大津小学校屋内運動場長寿命化改修工事請負契約の締結）
- ・議案第 74 号 損害賠償額の決定について（交通事故による損害賠償額の決定）
- ・議案第 79 号 契約の締結について（（仮称）姫路市立荒川南小学校新築工事請負契約の締結）
- ・議案第 80 号 動産の購入について（スクールバス（7 台）の購入）

報告事項説明

- ・小規模特認校の運営について
- ・藤ノ木山野外活動センターの今後の方針について

質疑・質問

1 1 時 4 5 分

(委員)

議案第 79 号の審議に係る所管外の入札制度の要綱改正について確認するため、井上副市長の出席を求めたい。

現在の入札制度の要綱に定める「市長が認める場合」の運用に当たっては、判断基準が明確にされておらず、その都度恣意的な運用がされるおそれがあるが、

この点について国土交通省等に確認したところ、運用に当たっては客観的な判断基準を設けることが必要であるとの回答であった。

本会議の一般質問において、当該要綱に定める「市長が認める場合」の判断基準の明確化及び当該判断基準について総務委員会で議論されるかどうか質問したが、明確な回答がなかったため、改めて井上副市長に答弁を求めたい。

(委員)

所管である総務委員会で判断すべきである。所管外の議論を行うべきではなく、出席の必要はないと思う。

(委員)

判断基準を設けるかどうか、また総務委員会で議論するかどうかは議案を審査する前段階の話であるため、回答が得られなければこの議案の審査を前に進めていくことができない。

(委員)

本会議の答弁では、本議案の入札における予定価格の事前公表については市長の裁量権の範囲内で判断したということであった。裁量の結果に疑義が生じるのであれば指摘すべきであるし、また、議案に対する賛否をどう判断するかは別の問題である。

(委員長)

それぞれ委員から意見があった。

井上副市長の出席を求めることに賛成の人は挙手をお願いしたい。

(挙手)

(委員長)

賛成少数であるので、出席を要請しないこととする。

休憩

11時51分

再開

12時57分

(質問)

議案第68号及び第69号の長寿命化改修工事について、一般的には1,000万円を超える契約の場合は建築、電気、機械を分離発注するのが原則であるが、昨今ではほとんどが一括発注されている。学校の案件は何か特例があるのか確認したい。

(答弁)

原則は分離発注であるが、分離発注にすると事業者間の調整や打合せ回数の増加などにより工期が長く

なる。また、働き方改革により事業者の週休2日を確保することが必須となったことから、働き方改革前と比べて工期が1.2倍となっている。

今回の長寿命化改修工事は令和9年3月の卒業式に必ず間に合わせなければならず、契約課に依頼し一括発注することとなった。

(質問)

結果的には、スケジュールの都合により学校特有の条件となっているということか。

(答弁)

そうである。

(質問)

学校の案件は総合評価方式による入札が多いが、この点についても学校特有の条件により総合評価方式を採用しているのか。

(答弁)

総合評価方式では、いろいろな技術的要素等を評価の対象に加え、価格以外の項目についても評価し落札者を決める方式である。

学校現場においては、当該学校を使用しながら改修工事を行わなければならないため、例えば騒音対策の項目でよい提案があった場合に有利に評価するなど現場の状況を考慮した評価ができることから、総合評価方式を採用する傾向にある。

(質問)

(仮称)荒川南小学校新築工事の件で、過去の本委員会における資料提供がほとんどない。

先月提出された包括外部監査の資料によると、「姫路市教育委員会は令和6年3月に(仮称)姫路市立荒川南小学校整備基本構想・基本計画を策定し」との記述があるが、当該基本構想・基本計画は本委員会に提出されたのか。

(答弁)

提出していない。

当該基本構想・基本計画は、学校規模や学校に必要な機能についての基本的な考え方を外部委託によらず教育委員会事務局内で整理し策定した。

教室の数や体育館等必要諸室に係る基本的な内容であったため、本委員会に資料の提出はしなかった。

(質問)

(仮称)荒川南小学校の整備は非常に重要な案件で

あり、検討した内容も含め開示すべきである。

本件は、入札公告を見なければ事業の内容を理解することができなかった。直近の定例会においても具体的な説明がなかったのはなぜなのか。

(答弁)

学校の設計や工事を進めるための基本的な考え方を記載したもので、学校の面積等、詳細な部分まで算出した資料ではなかったため報告しなかった。

(意見)

基本的な内容であれば報告の必要はないということではない。数十年ぶりの学校の新設でもあり、本委員会への報告は必須である。

(答弁)

令和7年の第2回定例会で設計変更に係る補正予算が可決され、学校規模の最適化を図るための見直しを行い、実施設計まで終了した段階でようやく報告できる内容になった。しかし、給食やプールの扱いなど基本的な事項については、指摘のとおり報告することはできたと思う。

(質問)

第1回定例会の時点では報告できる内容ではなかったということか。

(答弁)

そうである。

実施設計が3月17日ごろまでかかったためである。

(質問)

荒川校区の住民にさえ具体的な説明をしなかったということか。

(答弁)

地元への説明も令和7年度中に実施できなかった。

(質問)

議案第80号の動産の購入について、スクールバス7台の配備先を教えてほしい。

(答弁)

谷外小学校、置塩小学校及び菅生小学校に各2台ずつ配備する。また、既存車両の老朽化に伴う更新として、現在前之庄小学校で使用しているものを更新するものである。

(質問)

先日の議会運営委員会における議案の説明で、国のへき地児童生徒援助費等補助金を活用するという説

明があったが、へき地指定を受けていない谷外、置塩、菅生及び前之庄の校区の小学校は対象となるのか。

(答弁)

へき地の指定を受けている学校に加えて、統廃合を行う学校が補助の対象となる。当該スクールバスの購入については、補助率2分の1、上限390万円の範囲内で補助を受けることができる。

(質問)

小規模特認校の運営について、運営における5年ルールの見直しは、地元にとって歓迎される内容であると理解してよいのか。

(答弁)

姫路市立小中学校適正規模・適正配置基本方針における5年ルールの確認を改めて行ったものである。

蒔野小学校では令和7年度に複式学級を解消していることから、再度複式学級が生じた令和8年度から5年後の令和12年度まで小規模特認校として運営することになるため、地元にとっては受け入れられる内容であると考ええる。

(質問)

令和9年度に藤ノ木山野外活動センターを廃止し、今後は市外代替施設を利用し自然学校を実施することであるが、市内において利用できる施設はないのか。

(答弁)

受入可能な人数の問題や食事のアレルギー対応などの条件を満たす施設がなく、市外施設を利用することとなった。

(質問)

スクールバスの購入に当たり、下校時は低学年と高学年で下校時刻が異なる場合があるが、運行ルートなどは決まっているのか。

(答弁)

スクールバスを2台使用し、2ルートに分けて運行することを検討している。

下校時刻が異なる場合、まず低学年を2台で送迎し、その後高学年を送迎することを想定している。学校地域協議会の中で学校やPTAと相談し、乗降場所やルートについて協議している。

最終的には、運行事業者決定後に学校指導課と運行事業者で再協議する予定である。

(要望)

地域の声を漏れなく聞きながら、しっかりと協議を進められたい。

(質問)

国土交通省の地域公共交通リ・デザインの取組においても交通空白解消のためにスクールバスの活用などが推奨されているが、本市においても学校以外でのスクールバスの活用は検討しているのか。

(答弁)

学校統合当初である令和9年度については、まずは統合により通学距離が延びる子どもたちを安全確実に送迎することを優先したい。

コミュニティバスとしての活用については、山之内・前之庄間を結ぶルートで運行実績があるため、今後、地域のニーズの調査等も含め都市局と連携しながら検討を進めたい。

(要望)

都市局では今年度、こういった形の輸送資源を使えるか調査を実施すると聞いている。教育委員会においても、地域全体を活性化させるという意味で、ぜひ積極的に意見交換を行い、より地域のためになる活用方法を検討されたい。

(質問)

市外における自然学校の代替施設として南但馬自然学校があるが、かなり早くから予約が埋まり利用し難いと聞いている。今後の自然学校の実施に影響はないのか。

(答弁)

南但馬以外にも候補はある。また、自然学校の利用施設のコーディネートを民間委託することなども含めて検討しており、これまでどおり実施できるものと考えている。

(要望)

兵庫県内に5つの施設があるが、距離的な問題から利用が難しい施設もあると思う。様々な自然体験の方法があるので、現状の自然学校の実施方法のままでよいのかも含めて、子どもたちがしっかりと学習できるよう、柔軟に検討されたい。

(質問)

小規模特認校の運営について、5年以内に複式学級が解消されず統合することとなった場合、校区外から

通学する児童はどこに通うことになるのか。

(答弁)

原則は住所地の学校に通ってもらうこととなるが、人間関係の問題もあるため、児童や保護者の希望によっては統合後の学校に通えるよう検討する必要があると考えている。

(要望)

校区外の児童が統合後も友達と同じ学校に通えるよう検討されたい。

(質問)

自然学校の受入先である藤ノ木山野外活動センターが令和9年度をもって廃止となるが、教育委員会事務局として、自然学校の成果をどのように考えているのか。

(答弁)

体験型の自然学習として一定の効果があると考えている。ただ、施設管理や安全性も同時に考えていく必要がある。公共施設等総合管理計画の中でも公共施設全体の床面積を縮小していくことが課題として捉えられており、施設維持管理の観点からも当該施設の維持は厳しい状況である。

さらに、当該施設は借地であることも考慮した結果、廃止することとした。

自然学校の今後の在り方については、引き続き検討していく。

(要望)

資料には藤ノ木山野外活動センターの廃止による経費削減効果が記載されているが、本来自然学校は自然豊かな場所で体験活動を行うことが目的であり、単に経費をかけずに済ませればよいということではない。

既存の施設を有効に活用すれば費用負担も軽減できる。また、遠方で自然学校を実施した場合、児童の傷病等により保護者が急遽迎えに行くこととなる場合など生徒や保護者の負担も増えることから、廃校となった学校の利活用も含め、市内や近隣市町で実施できるよう検討されたい。

(質問)

議案第64号の姫路市立学校職員の特殊勤務手当に関する条例の改正について、手当の対象は休日に勤務した場合であるとの理解でよいのか。

(答弁)

そうである。

(質問)

議案第68号及び第69号の屋内運動場長寿命化改修工事について、平米当たりの価格が大きく異なっているが、施設の面積や工事業者が異なることのほかに、施設の老朽化が価格に影響しているのか。

また、中東情勢の悪化に伴うナフサ不足の影響を受けた資材価格等の高騰により、今後議決更正するような事態にならないか。

(答弁)

大津小学校は築59年、城北小学校は築55年である。

老朽化が進んでいる分多くの費用がかかるというわけではなく、事業者は経済情勢等も踏まえて入札価格を提示しているため、影響はないと考える。

(質問)

ナフサ不足が工期に影響することはないか。

(答弁)

事業者側も現在の状況を考慮した上で対応可能と判断し落札しているため、影響はないと考えている。

(質問)

(仮称) 荒川南小学校新築工事の基本構想・基本計画の検討は民間委託によらず内部で議論してきたため公表しなかったとのことであるが、一般的には外部委託するのか。

(答弁)

新市立高校の整備では、地域の魅力向上や周辺交通への影響等について専門業者の知見を生かした整備を行う必要があるため外部委託することとしたが、

(仮称) 荒川南小学校新設工事の場合は、義務教育を行う学校としての基本的な機能の検討であることから、内部で策定できると判断した。

(質問)

年度末には物品の搬入等も行わなければならないが、これ以上工期が遅れる心配はないか。

(答弁)

令和10年1月末に工事が完了する予定である。完了後、統廃合する学校の物品等を活用するなど搬入できるものからできるだけ早く搬入する。

ただ、荒川小学校から新校への引っ越し作業については、3学期が終わらなければ物品等を移動すること

ができないため、終業式後から早急に作業に取り組む。

(質問)

小規模特認校の運営について、苅野小学校では一旦複式学級が解消したが、安富北小学校は複式学級が解消しておらず、このままの状況が続けば令和9年度をもって小規模特認校が解消され、安富南小学校との統合ということになるのか。

(答弁)

令和9年度に複式学級が解消しなかった場合は、令和10年4月から統合という方向で考えている。

(質問)

統合を判断する時期はいつ頃になるのか。

(答弁)

令和9年4月の入学式時点における児童数及び学級数で判断する。

(質問)

議案第74号の交通事故について、損害賠償の額からも大きな事故であったと思うが、どのような事故であったのか。

(答弁)

里道から県道姫路環状線へ進入しようとした市職員の車両が、姫路環状線を南進中の相手方車両の側面に接触した。相手方車両は横転し、相手方はその場から救急搬送され入院することとなった。職員にけがはなかった。

(要望)

今後このような事故が起こることがないように、しっかりと注意喚起されたい。

(質問)

藤ノ木山野外活動センターの敷地面積9,557.87平方メートルのうち4,490平方メートルのみが有償となっているのはなぜか。また、年間の借地料は幾らなのか。

(答弁)

敷地全体のうち建屋部分のみ有償となっている。残りの部分は無償で対応してもらっている。

年間の借地料は約43万円である。

(質問)

これまで約半数の市内小学校の自然学校を受け入れているとのことであるが、残りの半数はどの施設を

使っているのか。

(答弁)

南但馬や淡路のほか、県内の公共施設や民間施設である。

(質問)

今後も4泊5日で自然学校を実施するのか。

(答弁)

日程について様々な意見があることは把握しているが、自然学校の実施は県の交付金を活用しており、実施要項で「4泊5日以上とすること」となっているため、今後も4泊5日で実施する。

(質問)

2泊3日あるいは3泊4日で実施している県内市町もあると聞いているが、実態はどのようなになっているのか。

(答弁)

政令市である神戸市のみ日程を短縮し実施しているが、それ以外の県内市町は全て4泊5日で実施している。

(質問)

(仮称) 姫路市立荒川南小学校は当初、(仮称) 荒川第2小学校として令和11年4月開校と説明されていたが、開校時期が令和10年4月に前倒しされることとなった経緯について、どのようなシミュレーションにより前倒しすることとなったのか。

(答弁)

令和5年3月の本委員会においては、令和10年度の荒川小学校の児童数が1,194人になり、適正規模化を図るため令和11年4月の(仮称) 荒川南小学校新設を進めると報告した。

その後、令和10年4月へと、スケジュールの短縮に努める旨を市議会本会議で表明した。

令和7年3月に公表した小中学校の適正規模・適正配置の考え方において、令和12年度の荒川小学校の児童数が1,206人になり、その後は児童数が大きく増加しないと予測し、この予測に基づき設計を進めていくこととなった。

(要望)

当該シミュレーションの結果は本委員会に示されていないため、資料を提出されたい。(委員会終了後に資料配付)

(質問)

(仮称) 荒川南小学校の屋内運動場の延べ床面積が1,424平米とのことであるが、市内小学校の中でも最大規模の屋内運動場とした理由は何か。

(答弁)

屋内運動場の外からも使用できる屋外トイレを併設するためである。

(質問)

国の基準では、校舎の床面積は生徒1人当たり何平米という基準があるが屋内運動場については基準がないため、大きくしようと思えば幾らでも大きくできてしまう。(仮称) 荒川南小学校の屋内運動場の床面積は、先ほど藤ノ木山野外活動センターの廃止の話の中で、「公共施設の床面積を縮小していくことが課題である」と答弁されていたことと矛盾しているように思う。校舎の規模の見直しと併せて屋内運動場の規模は見直さなかったのか。

(答弁)

屋内運動場については見直し対象としていない。

校舎は4クラス掛ける6学年から3クラス掛ける6学年に変更して設計を進めたが、屋内運動場まで見直すと令和10年4月の開校に間に合わなくなるおそれがあった。

(質問)

必要以上に大きい施設を作ることになってしまったのではないか。

(答弁)

委員の指摘のとおり、屋内運動場についてはコスト削減できていない。

学校の統合や城陽小学校の義務教育学校化なども控えており、今後の学校整備では、教育委員会事務局内部で連携し最新の数字を共有しながら進めていきたい。

(質問)

校舎を4階建てから3階建てに変更したことで、床面積と工事費はどのくらい減ったのか。

(答弁)

床面積は1,760平米減少した。

工事費については物価上昇の影響もあり正確な比較はできないが、総事業費約30億円のうち校舎の割合が55%であり、4階から3階への変更に伴い校舎床面積

の25%が減ることから、全体で見ると約13%、金額にして約4億円削減できたと見込んでいる。

(意見)

4億円削減できたとえば聞こえはよいが、本来であれば教育委員会事務局内部だけでなく、本委員会に情報共有すべきである。

最初からきちんと情報共有していれば今回の工事のような対応の遅れは防げたはずであり、反省すべきである。

(質問)

新市立高等学校の用地の取得は完了したのか。

(答弁)

令和7年度中に完了した。

(質問)

新市立高等学校の工事対象建築物の延べ床面積はどのくらいを想定しているのか。

(答弁)

おおむね1万2,000平米を想定している。

(質問)

1万2,000平米の想定に対し、姫路市立高等学校校舎等整備にかかる基本構想・基本計画策定支援業務委託公募型プロポーザルにおける参加資格を「6,000平米以上の施工実績を有すること」としたのはなぜか。

(答弁)

参加資格の設定に当たり、施工実績を想定延べ床面積と同規模の1万平米以上にするとプロポーザルに参加できる事業者が限定されるおそれがあった。

そのため、広く提案を募りよりよい学校整備につなげたいとの理由から想定延べ床面積の約半分の6,000平米以上とした。

(質問)

他都市の事例なども踏まえると工事費を概算できると思うが、新市立高校の新設に係る費用やスケジュールをどの程度想定しているのか。

(答弁)

これから基本構想・基本計画の策定を行うため、現時点で報告できない。算定できた段階で報告する。

(要望)

学校の開校時期は市民も関心を持っているため、少しでも早く目標年次や基本構想・基本計画を公表できるよう進められたい。

(質問)

学校の加配教員について、加配教員は学校に配置されている通常の教員に追加して配置される教員という理解でよいか。

(答弁)

そうである。

(質問)

学校によって加配教員の配置数が大きく異なっているのはなぜか。教育委員会はどうか関係しているのか。

(答弁)

加配は学校ごとに異なる課題解消のために行うものであり、各校の課題に応じて本市が兵庫県に申請し、兵庫県が内容を精査し配置を決めている。

(質問)

兵庫県から加配人数が通知され、本市で配置先を決めるのか。

(答弁)

加配の事業が複数あるため一概に言えないが、ある程度の枠の中で本市が申請し兵庫県が配置人数を決める場合もあれば、本市が挙げた課題に応じて兵庫県が配置先を決定する場合もある。

(質問)

へき地への加配は、坊勢と家島には配置されているが安富北に配置されていないのはなぜか。

(答弁)

配置先は兵庫県が決めている。

(質問)

学校給食センターが校区内に存在する増位中学校と鹿谷中学校に栄養教諭が加配されているが、南部学校給食センターが校区内に存在する大津中学校などには加配されないのか。

(答弁)

大津中学校には定数の範囲内で栄養教諭を配置している。

(質問)

学校の働き方改革に伴い家庭訪問をやめる学校があるが、時代に合っていないからやめたのか、単に時間削減のためにやめたのか、理由を教えてください。

(答弁)

家庭状況の確認や保護者との情報共有を行うために実施していたが、共働きの家庭が増えているなど保

護者の就労状況の変化に伴い時間の確保ができず、家庭訪問の実施が難しくなっている。

一方で学校の働き方改革も進めていく必要があるため、家庭訪問に代わり相談期間を設ける形へ見直している。

(要望)

家庭訪問は先生が地域を知るための機会でもあり、廃止後の代替方法について引き続き検討されたい。

(質問)

地元の小学校の運動会を見学したところ、演技をしない学年は校舎で待機し、開会式や閉会式であっても全学年が一堂に会することがなかった。運動会の実施方法は学校により異なるようだが、市内小学校における運動会の実態を把握しているか。

(答弁)

把握していない。

(要望)

改めて議論を行いたいので、実態把握に努められたい。

(質問)

姫カツは当面の間休日のみ実施し、会費は月額3,000円としているが、今後平日も実施することとなった場合は会費を値上げするのか。

(答弁)

令和10年度から平日の活動を予定しており、会費については検討中である。

徴収する会費から指導者に謝礼金を払うため、活動回数の増加に伴い値上げする可能性はある。

(要望)

3,000円でも保護者の負担感は大きいので、値上げすることのないよう検討されたい。

(質問)

これまで先生方が担っていた部活動を外部委託することで生徒指導上の効果が薄れると思うが、今後どのように補っていくのか。

(答弁)

姫カツの実施に当たっては、指導者と学校の情報連携を密にすることを条件としている。また、授業を通じて子どもや保護者との信頼関係を築いていく。

(質問)

姫路市の小中学校教員の時間外勤務は月平均でど

のくらいか。

(答弁)

令和7年度は小学校で23.49時間、中学校で32.10時間であった。

(質問)

その数字を教育委員会としてどのように捉えているのか。

(答弁)

あくまで平均値であり、管理職や一部の教員で80時間近い者もいるため、過重な負担を減らしていきたいと考えている。

(質問)

給食室のドライ化困難校における廃幼稚園等を利用した周辺校との親子方式について説明してほしい。

(答弁)

廃幼稚園等に給食室を整備し、そこからドライ化が困難な周辺小学校へ配送するものである。

親子方式にするためには、配送できるよう設備の整備を行う必要がある。

(質問)

播磨国分寺跡などの国指定史跡の民有地について、今後公有化を進めていくのか。

(答弁)

国指定史跡の民有地を公有化する場合は国の補助があり、所有者が公有化を希望するということであれば国の補助を活用し公有化を進める可能性はある。

(質問)

置塩城跡についてはどうか。

(答弁)

地籍調査の進み具合にもよるが、公有化の可能性はある。

休憩

14時53分

再開

15時00分

(質問)

新市立高等学校は単位制を採用することから、当初は市外からの応募が増え、市内在住の生徒が通うことができなくなることが心配されたが、調査したところ推薦枠120人のうち100人、一般枠240人のうち213人と市内の生徒が多く通えていることはよかったものの、では単位制を採用した意味はどこにあるのか。

(答弁)

学年が上がるにつれて多様な科目を選べる仕組みとしており、生徒の学びを応援する学校として必要な在り方だと考えている。

(質問)

今年度から広嶺中学校で導入している学年担任制のメリット・デメリットは何か。

(答弁)

複数の教員が担任を交代で受け持つため、多様な視点で生徒を見ることができる。

また、生徒側も相談しやすい先生を選べるというメリットがある。

(質問)

学年担任制は学校長の裁量で行うことができるのか。

(答弁)

そうである。

今年度は、広嶺中学校の全学年と家島中学校の1年生で実施している。

(質問)

姫カツの活動日数の増加により会費が値上げされた場合、値上げ分も全額保護者の負担として考えているのか。

(答弁)

原則は保護者負担だが、できる限り負担を少なくできるよう国や県の補助金を活用するなど、今後検討する。

(質問)

姫カツの送迎等にスクールバスを活用できないのか。

(答弁)

デマンド交通との連携や公共交通機関の利用により、移動負担をできるだけ減らすとともに、安全に送迎できる方法を検討している。

(質問)

新潟の高等学校では部活動の移動中に事故があったが、姫カツにおける休日の試合や遠征時の移動手段はどう考えているのか。また、安全性はどう担保するのか。

(答弁)

基本的には公共交通機関を使う。公共交通機関がな

い場合は、白ナンバーではなく正規の旅行会社にバスを依頼するよう各学校に通知している。

また、遠征が多くなると保護者負担も増えるので、本当に必要な遠征であるか十分検討することも各学校に通知している。

(質問)

市立中学校における理科実験中の事故について、教員を対象とした研修はいつ行うのか。

(答弁)

本日実施する。

(質問)

事故の原因は実験後の処理に問題があったようだが、本来であればどのように処理すべきであったのか。

(答弁)

本来は実験後に水をかけて濃硫酸を薄めることと、金属製のバケツに入れて処分することが必要であった。

担当教員へ確認したところ、実験結果が想定と違って煙が多く出たことで動揺し、正しい手順を踏まずにごみ箱へ捨ててしまったと聞いている。

(要望)

実験中の事故が続いているが、生徒に関心を持ってもらうために理科の実験は非常に重要であるため、しっかりと対策を講じた上で生徒の学びを保障するよう努められたい。

(質問)

旧古井家住宅が国宝指定を受けることや姫路市東部地域の日本遺産認定への取組などを進める上で、現在の文化財課の体制で対応できるのか。

(答弁)

管理対象が増えている一方、文化財の管理は高い専門性が求められるため、人事当局と相談しながら検討していく。

また、日本遺産認定に向けた取組は地域振興の側面もあることから、ひめじ創生戦略室が所管課となっており、協力しながら進めているところである。

(要望)

管理の専門性の高さは理解しているが、せっかく民家として初めて旧古井家住宅が国宝指定されるということもあり、専門職の配置についてしっかり検討されたい。

(質問)

小中学校の適正規模・適正配置の件で、太市小学校の統合について保護者アンケートを実施したはずだが、その後の状況はどうであるか。

(答弁)

令和8年1月に保護者アンケートを実施し、2月に希望者を対象とした意見交換会を行った。その後、4月8日に太市地区連合自治会と話し合いを行った。さらに、4月24日に太市小学校において在校生の保護者だけでなく未就学児の保護者も対象に加えた保護者説明会を行った。

説明会で出た意見等を基に、近日中に太市校区の自治会と話し合いを行う予定である。

(質問)

今後の進め方はどのように考えているのか。

(答弁)

地元自治会や保護者からは、統合よりも学校を残すことを望む声が多い。

令和7年3月に、令和9年4月に太市小学校を青山小学校と統合する市の方針を示したが、現状では難しいと考えており、引き続き地元との話し合いを続けていく。

(質問)

本会議の市長答弁において、「早期に統合の計画に参画した地域ほど跡地利用に幅広い意見や民間活力を導入できると思っている」との発言があった。当該発言は地域によって差をつけるという意味にも受け取れるが、どのようなことを意図した発言だったのか。

(答弁)

学校跡地の活用は政策局の所管であり、基本的な方針の策定を進めていると聞いている。

市長発言の意図を正確に申し上げることはできないが、学校跡地の活用は地域にとって大きな関心事であり、地域の声を聞きながら速やかに有効活用を検討していくといった意図ではないかと思う。

(質問)

太市小学校のほか、置塩中学校区と鹿谷中学校区についても当初から進めてきた計画とは違っている。学校地域協議会を設置し進めていくのはよいが、全ての地域が市の提案に賛成するとは限らず、地域住民や保護者の声に寄り添って柔軟に進めるべきではないか。

(答弁)

まず置塩中学校区について、古知小学校の複式学級の解消が喫緊の課題であるため、再編プロセスを一部見直した。今月中に2回目の学校地域協議会を開催する予定であり、来年4月の古知小学校と置塩小学校の統合が滞ることのないよう協議を進めていく。

統合後も保護者アンケートなどを通じて地域の状況を確認し、置塩中学校区と鹿谷中学校区の双方と情報共有しながら今後の統合について協議を進めていく。

(質問)

谷内・谷外小学校は昨年から学校地域協議会を立ち上げ校歌や校名について協議しているが、置塩小学校と古知小学校は協議期間が1年しかなく、必要なことをしっかり協議できるのか。

(答弁)

置塩小学校と古知小学校の統合に当たっては校名や校歌は変えないことを前提に進めており、今回はスクールバスのルートなど具体的な協議を行う。期間は非常に短いですが、丁寧に進めていく。

(要望)

今後、適正規模・適正配置を進めていくに当たり、地域や保護者の声に真摯に耳を傾けて取り組まれない。

(質問)

(仮称) 荒川南小学校新築工事について、基本計画や基本構想をもっとオープンにすべきではなかったか。

(答弁)

指摘のとおりである。今後は、上層部の中でもしっかりと連携し改善していく。

また、本会議でも答弁したとおり、設計の工期が延び、契約金額を増額せざるを得なかったことは深く反省している。

(要望)

今後は、しっかりと情報共有するよう改善し、透明性と説明責任の確保に努められたい。

(質問)

中東情勢悪化を受けた資材調達の遅れなど社会情勢が非常に不安定な中、なぜ開校時期を延ばさなかったのか。もっと安全で丁寧な学校づくりができるような工程にできなかったのか。

(答弁)

荒川小学校には 1,000 人を超える子どもたちが在籍し、運動場で遊ぶ日を学年ごとに分けるなど窮屈な状況が続いており、少しでも早くゆとりある環境を提供したいという思いがあり、令和 10 年度の開校を何としても実現したいと考えた。

不安定な社会情勢ではあるが、教育委員会としてもできることを進めていながら、何としても開校に間に合わせたい。

(質問)

契約業務は教育委員会から切り離すことはできないのか。教育委員会として切り離してほしい意向はあるのか。

(答弁)

本来は市長権限である契約や予算執行について、教育委員会が補助執行している立場であるが、学校施設の大規模な工事は市長部局が行っており、所管課は営繕課である。

また、契約業務は全て契約課が担当している。

以前は学校施設課にも多くの建築職がいたが、建築職の人数が少なくなるにつれて体制を見直し現在の体制となったと聞いている。

体制の見直しによりよくなった部分もあるが、今後の市立高等学校の新校舎建設も含め、どのような体制で臨むのがよいか全庁的に検討していく必要があると考えている。

(要望)

全庁的な組織の見直しと併せて、議員側にもしっかりと説明できる体制づくりを検討されたい。

(質問)

学校の働き方改革について、教員に残業の理由を尋ねたところ、補助教材費の徴収業務が負担となっているとのことであった。教員の負担軽減のためにも、補助教材費の公会計化を進めるべきではないか。

(答弁)

学校徴収金業務が教員の負担になっていることは認識している。

外部委託の試行に向けて令和 7 年度予算要求を行ったが、費用対効果の検証が不十分であるとの理由から予算化には至らなかった。

令和 7 年度に教員を対象としたアンケートを行っ

たところ、約 38%の教員が学校徴収金業務に携わっており、そのうち 70%の教員は当該業務の従事時間が月 3 時間未満であった。

公会計化はシステム導入費用やランニングコストに多額の費用がかかることから、アンケートの結果を踏まえて費用対効果を検証した結果、公会計化を見送ることとした。

費用をかけずに教員の負担を削減できないか検討した結果、以前から学校ごとに異なる方法で行っていた学校徴収金業務に係る事務の平準化と効率化を図るため、徴収金共通ファイルを作成し、令和 8 年度から全ての学校に周知している。抜本的な解決策である公会計化や外部委託については、コスト負担等の課題も含め、今後も引き続き研究していく。

教育委員会終了

15時47分

意見取りまとめ

15時47分

(1) 付託議案審査について

・議案第 58 号、議案第 62 号、議案第 64 号、議案第 68 号、議案第 69 号、議案第 74 号及び議案第 80 号、以上 7 件については、いずれも全会一致で可決または同意すべきものと決定。

・議案第 56 号、議案第 57 号、議案第 59 号～議案第 61 号、議案第 63 号及び議案第 79 号、以上 7 件については、いずれも賛成多数で可決または同意すべきものと決定。

(2) 付託請願審査について

・請願第 13 号については、全会一致で採択し、要望書を送付すべきものと決定。要望書の文案は正副委員長に一任することに決定。

(3) 陳情報告について

・陳情第 36 号について報告。

(4) 閉会中継続調査について

・別紙のとおり、閉会中も継続調査すべきものと決定。

(5) 委員長報告について

・正副委員長に一任することに決定。

意見取りまとめ終了

16時01分

正副委員長退任挨拶

16時01分

閉会

16時02分